

北海道自転車条例の概要

第1章 総則		
1	目 的	自転車の活用及び安全な利用（以下「自転車の活用等」という。）の推進に関する施策を総合的に推進し、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資する。
2	定 義	必要な用語の定義
3	基 本 理 念	自転車の活用等の推進は、環境への負荷の低減、災害時の交通機能の維持、また、道民の健康の増進に資するものであるという基本認識の下、自転車利用者及び歩行者の安全確保・サイクルツーリズムの振興に資するよう行われなければならない。
4	道 の 責 務	① 自転車の活用等の推進に関する総合的な施策を策定・実施する。 ② 自転車の活用等の推進に関する施策を策定・実施する市町村への助言等を行う。 ③ 国、市町村、関係機関・団体との緊密な連携を図る。
5	自 転 車 利 用 者 の 責 務	① 関係法令の遵守、歩行者・自動車等に十分配慮した利用、必要な点検整備に努める。 ② 乗車用ヘルメットの着用、夜間の自転車側面への反射器材の装着に努める。 ③ 自転車を利用する際に自然環境の保全への配慮に努める。 ④ 冬期における道路状況を考慮した適正な器材の装着等に努める。
6	自 動 車 等 運 転 者 の 責 務	① 自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるように配慮する。 ② 自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行をするよう努める。
7	道 民 の 役 割	① 自転車の活用等の推進に関する理解を深める。 ② 関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識・技能の習得、環境への負荷の低減に資する利用、家庭・地域等における交通安全教育・啓発に努める。 ③ 国、道及び市町村の施策へ協力するよう努める。
8	事 業 者 の 役 割	① 事業活動において自転車の活用等の推進を図るよう努める。 ② 事業活動において従業員等に自転車を利用させる場合は、関係法令を遵守させるとともに、乗車用ヘルメットの着用を推奨する。 ③ 国、道及び市町村の施策へ協力するよう努める。
9	自 転 車 関 係 団 体 の 役 割	① 自転車の活用等に関する機運醸成のための活動等に努める。 ② 国、道及び市町村の施策へ協力するよう努める。
第2章 基本的施策		
1	体 制 の 整 備	道は、自転車の活用等を総合的に推進するための必要な体制を整備する。
2	自 転 車 交 通 安 全 教 育 の 推 進	道は、道民に対する自転車の利用のための交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行う。
3	普 及 啓 発 等	① 道は、道民及び観光旅客等に対する自転車の活用等に関する普及啓発に努める。 ② 道は、自転車損害賠償保険等への加入促進のための普及啓発等を行う。
4	自 転 車 専 用 道 路 等 の 整 備	道は、国及び市町村と連携して、その管理する道路の保全及び自転車専用道路、自転車専用車両通行帯等の整備に努める。
5	サイクルツーリズム の 推 進	道は、国及び市町村、観光事業者、公共交通事業者等と連携して、観光旅客が自転車を利用しやすい環境の整備等のサイクルツーリズムを推進するために必要な措置を講ずる。
6	財 政 上 の 措 置	道は、自転車の活用等の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
第3章 自転車損害賠償保険等の加入促進等		
1	自 転 車 損 害 賠 償 保 険 等 の 加 入 促 進	① 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等への加入に努める。 ② 自転車小売業者は、自転車損害賠償保険等に関する啓発等を行うよう努める。 ③ 自転車貸付業者その他事業者は、事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。【義務】
2	自 転 車 小 売 業 者 等 に よ る 情 報 提 供 等	① 自転車小売業者は、購入者への防犯登録の必要性等の説明に努める。 ② 自転車小売業者は、購入者への乗車用ヘルメット着用の推奨等に努める。 ③ 自転車貸付業者は、借り受け者への必要な情報提供等に努める。
3	学 校 等 に お け る 自 転 車 交 通 安 全 教 育 の 推 進	① 学校（幼稚園を除く。）の長は、児童・生徒・学生への自転車交通安全教育を行うよう努める。 ② 保護者は、幼児・児童・生徒への自転車交通安全教育を行うよう努める。